イ　本工事は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う工事である。ただし、電子契約システムにより難い場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年11月26日付九州防衛局長）に示す手続きに従い、佐賀⑺宿舎新設造成工事に係る特定ＪＶとして資格審査結果通知を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　防衛省における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式」で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　防衛省競争参加資格の「土木一式」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。ただし、特定ＪＶの代表者以外の構成員は、1,000点以上であること。

⑸　単体又は特定ＪＶ代表者にあっては、平成22年度以降入札公告日までに次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

なお、元請けにおける工事の場合及び防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の５職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事においては、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。以下、特定ＪＶ代表者以外の構成員における実績及び監理技術者又は主任技術者における施工経験において同じ。

【単体又は特定ＪＶ代表者】

①　元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、4,000㎡以上の地盤改良工事（バーチカルドレーン工法、真空圧密工法、サンドマット工法、盛土載荷重工法）を施工した実績を有すること。

②　防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、4,000㎡以上の地盤改良工事（バーチカルドレーン工法、真空圧密工法、サンドマット工法、盛土載荷重工法）を施工した実績を有すること。

特定ＪＶ代表者以外の構成員にあっては、平成22年度以降入札公告日までに次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。特定ＪＶ代表者以外の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。

【特定ＪＶ代表者以外の構成員】

①　元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、造成工事を施工した実績を有すること。

②　防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した造成工事を施工した実績を有すること。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　次の基準を全て満たす監理技術者等を当該工事に専任で配置できること。

なお、契約後速やかに配置できること。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

イ　単体又は特定ＪＶ代表者にあっては、平成22年度以降公告日までに、次の①又は②のうちいずれかを施工した経験を有する者であること。

【単体又は特定ＪＶ代表者】

①　元請として完成・引渡しが完了した工事のうち、地盤改良工事（バーチカルドレーン工法、真空圧密工法、サンドマット工法、盛土載荷重工法）の経験を有する者であること。（現場施工期間の１／２以上の期間の経験を有していること。現場施工期間とは契約工期のうち準備工期間及び工事完成検査後、後片付け等のみが残っている期間を除いた期間をいう。以下、総合発注工事の一次下請けとして完了した工事および特定ＪＶ代表者以外の構成員において同じ。）

②　総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、地盤改良工事（バーチカルドレーン工法、真空圧密工法、サンドマット工法、盛土載荷重工法）を施工した経験を有する者であること。

特定ＪＶ代表者以外の構成員にあっては、平成22年度以降公告日までに、以下の工事を施工した経験を有する者であること。

【特定ＪＶ代表者以外の構成員】

・造成工事を施工した経験を有する者であり、現場施工期間の１／２以上の期間の経験を有していること。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ　入札公告日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

⑻　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　九州防衛局が発注した、上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がない。詳細は入札説明書による。

⑾　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

⑿　情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の評価項目は、次のアからオとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業による技術提案

・施工時における適切な施工管理（出来形、品質等）について

・周辺環境及び安全対策等への配慮について

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　その他（ワークライフバランス等推進企業の評価）

エ　賃上げの実施に関する評価

オ　施工体制

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴アからエの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は43点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は⑴オの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。